

家事審判手続に関する中間とりまとめのためのたたき台（2）

- 第1 総則
- 第2 家事審判に関する手続（総則）
- 第3 審判前の保全処分に関する手続（総則）

（以上、部会資料20）

第4 家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）	1
1 成年後見に関する審判事件	1
(1) 管轄	1
(2) 手続行為能力	1
(3) 精神状況に関する意見聴取等	2
ア 成年後見開始の審判事件	2
イ 成年後見開始の取消しの審判事件	2
(4) 陳述聴取等	2
(5) 審判の告知等	3
ア 成年被後見人に対する告知〔通知〕	3
イ 審判を受ける者等以外の者に対する告知	3
(6) 即時抗告	3
ア 成年後見開始の審判事件	3
イ 成年後見開始の取消しの審判事件	4
ウ 成年後見人解任の審判事件	4
エ 成年後見監督人解任の審判事件	4
(7) 成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限	4
ア 成年後見開始の審判事件	4
イ 成年後見人が欠けた場合の成年後見人選任の審判事件	4
(8) 成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査	5
ア 成年後見人及び成年後見監督人に対する指示	5
イ 成年後見の調査	5
(9) 審判前の保全処分	5
ア 成年後見開始の審判事件を本案とする保全処分	5
イ 成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分	6
2 保佐に関する審判事件	7
(1) 管轄	7
(2) 手続行為能力	7
(3) 精神の状況に関する意見聴取等	8
ア 保佐開始の審判事件	8

イ 保佐開始の取消しの審判事件	8
(4) 陳述聴取等	8
(5) 審判の告知	9
(6) 即時抗告	10
ア 保佐開始の審判事件	10
イ 保佐開始の取消しの審判事件	10
ウ 保佐人の同意を得なければならない行為の定め	10
エ 保佐人解任の審判事件	10
オ 保佐監督人解任の審判事件	10
(7) 保佐に関する審判事件における申立ての取下げ制限	10
ア 保佐開始の審判事件	11
イ 保佐人が欠けた場合の保佐人選任の審判事件	11
(8) 保佐人等に対する指示及び保佐の調査	11
(9) 審判前の保全処分	11
ア 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分	11
イ 保佐人又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分	12
3 補助に関する審判事件	12
(1) 管轄	12
(2) 手続行為能力	13
(3) 精神の状況に関する意見聴取	13
(4) 陳述聴取等	13
(5) 審判の告知	14
(6) 即時抗告	15
ア 補助開始の審判事件	15
イ 補助開始の取消しの審判事件	15
ウ 補助人解任の審判事件	16
エ 補助監督人解任の審判事件	16
(7) 補助に関する審判事件における申立ての取下げ制限	16
ア 補助開始の審判事件	16
イ 補助人が欠けた場合の補助人選任の審判事件	16
(8) 補助人等に対する指示及び補助の調査	16
(9) 審判前の保全処分	16
4 失踪宣告に関する審判事件	17
(1) 管轄	17

(2) 手続行為能力	17
(3) 審判の告知	17
(4) 即時抗告	17
ア 失踪宣告の審判事件	17
イ 失踪宣告の取消しの審判事件	17
(5) 公示催告手続	18
5 財産の管理に関する審判事件	18
(1) 管轄	18
(2) 手続行為能力	19
(3) 相続人全員の限定承認と管理人の選任	19
(4) 審判の告知〔通知〕	19
(5) 財産管理者等の権限等	20
ア 管理者の権利義務	20
イ 管理者の改任	20
ウ 財産状況の報告及び担保等	20
(6) 処分の取消し	20
6 婚姻に関する審判事件	21
(1) 管轄	21
(2) 手続行為能力	21
(3) 参加	22
(4) 陳述聴取	22
(5) 共有財産の分割の処分	22
(6) 給付命令等	23
ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件	23
イ 夫婦財産契約による管理者の変更又は共有財産の分割の処分の審判事件等	23
ウ 監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件	23
エ 系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件	23
(7) 即時抗告	23
ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件等	23
イ 監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件	24
ウ 財産分与に関する審判事件	24
エ 系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件	24
(8) その他	24
(9) 審判前の保全処分	24

ア	夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件等を本案とする保全処分	24
イ	夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件を本案とする保全処分	25
ウ	子の監護者の指定その他監護に関する審判事件を本案とする保全処分	25
7	親子関係の審判事件	26
(1)	子の氏の変更事件	26
ア	管轄	26
イ	手続行為能力	26
ウ	即時抗告	26
(2)	養子をするについての許可の審判事件	26
ア	管轄	26
イ	手続行為能力	26
ウ	参加	26
エ	陳述聴取	27
オ	審判の告知	27
カ	即時抗告	27
(3)	死後離縁をするについての許可の審判事件	27
ア	管轄	27
イ	手続行為能力	27
ウ	養子の代襲者への通知等	28
エ	即時抗告	28
(4)	特別養子縁組に関する審判事件	28
ア	管轄	28
イ	手続行為能力	28
ウ	陳述聴取	28
エ	審判の告知	29
オ	即時抗告	30
カ	特別養子縁組成立の審判事件を本案とする保全処分	31
キ	特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分	31
8	親権に関する審判事件	32
(1)	管轄	32
(2)	手続行為能力	32
ア	子の手続行為能力	32

イ 夫及び妻の手續行為能力	32
ウ 養親の手續行為能力	32
(3) 参加	32
(4) 陳述聴取	32
(5) 審判の告知	33
(6) 引渡命令等	34
(7) 即時抗告	34
ア 親権者となるべき者の指定	34
イ 親権者の指定又は変更	34
ウ 親権又は管理権の喪失宣告	34
エ 親権又は管理権の喪失宣告の取消し	34
オ 親権又は管理権を回復するについての許可	35
(8) 親権又は管理権喪失宣告の特則	35
(9) 子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等	35
(10) 審判前の保全処分	35
ア 親権又は管理権の喪失宣告の審判事件を本案とする保全処分	35
イ 親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分	36
9 未成年後見に関する審判事件	36
(1) 管轄	36
(2) 手續行為能力	36
ア 未成年被後見人の手續行為能力	36
イ 養親の手續行為能力	37
(3) 参加	37
(4) 陳述聴取等	37
(5) 審判の告知	38
(6) 即時抗告	38
ア 養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件	38
イ 未成年後見人の解任の審判事件	38
ウ 未成年後見監督人の解任の審判事件	38
(7) 未成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限	38
(8) 未成年後見人等に対する指示及び未成年後見の調査	38
ア 未成年後見人及び未成年後見監督人に対する指示	38
イ 未成年後見の調査	39
(9) 未成年被後見人又は子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等	

.....	39
(10) 未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保 全処分	39
1 0 特別代理人選任に関する審判事件	39
(1) 管轄	39
(2) 手続行為能力	39
(3) 即時抗告	40
1 1 扶養に関する審判事件	40
(1) 管轄	40
(2) 陳述聴取	40
(3) 給付命令等	41
(4) 即時抗告	41
(5) 審判前の保全処分	41
1 2 相続に関する審判事件	41
(1) 管轄	41
(2) 手続行為能力	42
(3) 申述	42
(4) 相続財産の分離の陳述聴取	42
(5) 相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申 述受理及び受理の告知	42
(6) 引渡命令	43
(7) 即時抗告	43
ア 権利の承継者の指定の審判事件	43
イ 相続の承認又は放棄の期間の伸長の審判事件	43
ウ 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理の審判事件	43
エ 相続の限定承認又は放棄の申述の受理の審判事件	43
オ 相続財産の分離の審判事件	43
カ 遺留分の放棄についての許可の審判事件	43
1 3 推定相続人の廃除に関する事件	44
(1) 管轄	44
(2) 手続行為能力	44
(3) 陳述聴取	44
(4) 即時抗告	44
1 4 遺産の分割に関する審判事件	44
(1) 管轄	44

(2) 併合	44
(3) 寄与分を定める審判の申立期間の指定等	45
(4) 遺産の分割の申立ての公告・参加	45
(5) 遺産の換価処分	45
ア 換価処分	45
イ 審判の告知〔通知〕	46
ウ 即時抗告	46
エ 換価人の報告等	46
(6) 遺産の分割方法	46
(7) 給付命令	46
(8) 遺産分割禁止の審判の取消し・変更	46
(9) 遺産の分割に関する審判事件の特則	46
(10) 即時抗告	47
ア 遺産分割の審判事件	47
イ 寄与分を定める処分の審判事件	47
(11) 審判前の保全処分	47
1 5 特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判事件	48
(1) 管轄	48
(2) 申立て	48
(3) 管理人への通知	48
(4) 審判等の特則	48
(5) 管理人の意見の聴取	48
(6) 相続財産の換価処分	48
ア 換価処分	48
イ 即時抗告	49
ウ 換価人の報告等	49
(7) 即時抗告	49
(8) 審判確定の通知	49
1 6 遺言の確認及び遺言書の検認に関する審判事件	50
(1) 管轄	50
(2) 遺言の確認及び遺言書の検認に関する審判事件における申立ての取 下げ制限	50
(3) 検認調書の作成	50
(4) 検認期日の通知	50
(5) 遺言の確認の審判と即時抗告	50

1 7	遺言執行者に関する審判事件	50
(1)	管轄	50
(2)	意見の聴取	51
(3)	陳述聴取	51
(4)	審判の告知〔通知〕	51
(5)	即時抗告	51
	ア 遺言執行者の選任の審判事件	51
	イ 遺言執行者の解任の審判事件	51
	ウ 遺言執行者の辞任の許可の審判事件	51
(6)	審判前の保全処分	51
1 8	負担付遺贈に係る遺言の取消しに関する審判事件	52
(1)	管轄	52
(2)	受遺者〔及び受益者〕の陳述聴取	52
(3)	受益者への審判の告知〔通知〕	52
(4)	即時抗告	52
(別表)	事件類型及び審判を受ける者	

(以上, 部会資料21)

- 第5 家事調停に関する手続
- 第6 履行確保
- 第7 雑則

第4 家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）

（前注）

- 1 「参加」では、審判を受ける者以外の者で事件の結果に利害関係を有するものについて、裁判所の許可を受けて参加できることを前提に、更に参加人として当然に参加できるものとするべきか否かについて検討している。
- 2 「陳述聴取」等の部分では、申立人及び相手方（当事者として参加した者を含む。）について原則として陳述の機会が与えられることを前提に、それ以外の者について陳述を聴取すべきか否かについて検討している。
- 3 「審判の告知」等では、審判を受ける者（現行家事審判法第13条）及び手続当事者（申立人、相手方及び参加人）が原則として審判の告知を受ける者であることを前提に、その特則を設けるべきか否かについて検討している。
- 4 「即時抗告」の部分では、即時抗告権者はすべて各則に記載することを前提に検討している。
- 5 審判を受ける者については、別表を参照していただきたい。

1 成年後見に関する審判事件

(1) 管轄

- ① 民法第7条の規定による成年後見開始の審判事件は、成年被後見人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 成年後見に関する審判事件（①に掲げるものを除く。）は、成年後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が成年後見開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。〔ただし、民法第7条の規定による成年後見開始の審判事件が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。〕

(2) 手続行為能力

成年被後見人となるべき者又は成年被後見人は、次に掲げる事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

- a 民法第7条の規定による成年後見開始の審判事件
- b 民法第10条の規定による成年後見開始の取消しの審判事件
- c 民法第843条第1項から第3項までの規定による成年後見人の選任及び同法第849条の2の規定による成年後見監督人の選任の審判事件
- d 民法第846条（同法第852条において準用する場合を含む。）の規定による成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件
- e 民法第863条の規定による成年後見の事務の報告、財産の目録の提

出、後見の事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の後見の事務に関する処分の審判事件

(3) 精神状況に関する意見聴取等

ア 成年後見開始の審判事件

【甲案】

家庭裁判所は、成年後見開始の審判をするには、成年被後見人となるべき者の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。

(注)「その他適当な者の意見」を除外し、医師の診断の結果に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

【乙案】

家庭裁判所は、成年後見開始の審判をするには、成年被後見人となるべき者の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならぬものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

イ 成年後見開始の取消しの審判事件

家庭裁判所は、成年後見開始の審判を取り消すには、成年被後見人の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

(注)「その他適当な者の意見」を除外し、医師の診断の結果に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

(4) 陳述聴取等

① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その心身の障害により陳述を聴くことができないときは、この限りでないものとする。

a 民法第7条の規定による成年後見開始の審判

成年被後見人となるべき者

b 民法第10条の規定による成年後見開始の取消しの審判

成年被後見人及び成年後見人

c 民法第843条第1項から第3項までの規定による成年後見人の選任及び同法第849条の2の規定による成年後見監督人の選任の審判

成年被後見人となるべき者又は成年被後見人

d 民法第846条の規定による成年後見人の解任の審判

成年後見人

- e 民法第852条が準用する同法第846条の規定による成年後見監督人の解任の審判

成年後見監督人

- ② 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、次に掲げる者の意見を聴かなければならないものとする。
 - a 民法第843条第1項から第3項までの規定による成年後見人の選任の審判

成年後見人となるべき者

- b 民法第849条の2の規定による成年後見監督人の選任の審判

成年後見監督人となるべき者

(5) 審判の告知等

ア 成年被後見人に対する告知〔通知〕

【甲案】

成年後見開始の審判は、成年被後見人となるべき者に対して、告知〔通知〕しなければならないものとする。ただし、成年被後見人となるべき者が心身の障害により審判の告知を受けることができないときは、この限りでないものとする。

【乙案】

成年後見開始の審判は、成年被後見人となるべき者に対して、常に、告知〔通知〕しなければならないものとする。

(注) 成年後見人及び成年後見監督人の選任及び解任の審判を成年被後見人（成年被後見人となるべき者を含む。）に対して裁判所が直接告知することについては、なお検討するものとする。

イ 審判を受ける者等以外の者に対する告知

次に掲げる審判は、総則により告知すべき者と定められたもののほか、それぞれにおいて定める者に告知しなければならないものとする。

- a 民法第7条の規定による成年後見開始の審判

民法第843条第1項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

- b 〔民法10条の規定による〕成年後見開始の取消しの審判

成年後見人及び成年後見監督人

(6) 即時抗告

ア 成年後見開始の審判事件

- ① 民法第7条に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に掲げる者（申立人を除く。）は、成年後見開始の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、成年被後見人及び審判の告知を受けない者が提起する即時抗告の期間は、成年後見人に選任される者に対する告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- ② 申立人は、成年後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 成年後見開始の取消しの審判事件

民法第10条に掲げる者は、成年後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 成年後見人解任の審判事件

- ① 成年後見人は、成年後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族は、成年後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

エ 成年後見監督人解任の審判事件

- ① 成年後見監督人は、成年後見監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人並びに成年被後見人及びその親族は、成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(7) 成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 成年後見開始の審判事件

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、民法第7条の規定による成年後見開始の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

イ 成年後見人が欠けた場合の成年後見人選任の審判事件

【甲案】

民法第843条第2項、第845条及び第851条第2号の規定により、成年後見人が欠けたことを理由に成年後見人選任の申立てをした者は、

〔辞任した成年後見人，成年後見監督人及び生活保護法第81条が規定する保護の実施機関は，〕裁判所の許可を得ない限り，成年後見人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

(8) 成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査

ア 成年後見人及び成年後見監督人に対する指示

家庭裁判所は，いつでも，成年後見人及び成年後見監督人に対し成年被後見人の療養看護，その財産の管理その他の成年後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができるものとする。

イ 成年後見の調査

① 家庭裁判所は，適当な者に，成年後見の事務の調査若しくは成年被後見人の財産の状況の調査をさせ，又は臨時に財産の管理をさせることができるものとする。

② 家庭裁判所は，①により調査をした者に対し，成年被後見人の財産の中から，相当な報酬を与えることができるものとする。

③ 家庭裁判所は，家庭裁判所調査官に①の調査をさせることができるものとする。

(9) 審判前の保全処分

ア 成年後見開始の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

① 〔成年後見開始の審判の申立てがあった場合において，〕成年被後見人となるべき者の財産の管理又は成年被後見人となるべき者の監護のため必要があるときは，家庭裁判所は，〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で，担保を立てさせないで，成年後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間，財産の管理者を選任し，又は事件の関係人に対し，成年被後見人となるべき者の財産の管理若しくは成年被後見人となるべき者の監護に関する事項を指示することができるものとする。

② 〔成年後見開始の審判の申立てがあった場合において，〕成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは，家庭裁判所は，〔当該申立てをした者の〕申立てにより，成年後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間，成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第9条ただし書に規定する行為を除く。）につき，財産の管理者の後見を受

けるべきことを命ずることができるものとする。

- ③ ②の規定による審判（以下「後見命令の審判」という。）があったときは、成年被後見人となるべき者及び財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができるものとする。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用するものとする。

(イ) 陳述聴取

家庭裁判所は、後見命令の審判をするには、成年被後見人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりこれを行うことができないとき又はその陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(ウ) 審判の告知及び効力発生時期の特則

後見命令の審判は、財産の管理者に対する告知（複数ある場合には、そのうち最も早い告知）によって、効力を生じるものとする。

- (注) 後見命令の審判を成年被後見人となるべき者に対して告知〔通知〕することについては、成年後見開始の審判の規律と同様とするものとする（(5)ア参照）。

(エ) 財産の管理者の権限等

財産の管理者については、民法第27条から第29条までの規定及び「5 財産の管理に関する審判事件」の「(5) 財産管理者等の権限等」の規律を準用するものとする。

イ 成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

〔成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件が係属した場合において、〕成年被後見人の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、成年後見人又は成年後見監督人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人又は成年後見監督人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(イ) 審判の告知及び効力発生時期の特則

- (注) 職務執行停止の審判は、申立人に告知した段階で、職務の執行を停止される成年後見人に告知されたかどうかに関係なく、〔その効力が発生し、〕成年後見登記に登記することができるものとするものについては、なお検討する

ものとする。

(ウ) 職務代行者の改任等

- ① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、(ア)又は上記①の規定により選任した職務代行者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

2 保佐に関する審判事件

(1) 管轄

- ① 民法第11条の規定による保佐開始の審判事件については、被保佐人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 保佐に関する審判事件(①に掲げるものを除く。)は、保佐開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が保佐開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄とするものとする。〔ただし、民法第11条の規定による保佐開始の審判事件が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。〕

(2) 手続行為能力

被保佐人となるべき者又は被保佐人は、次に掲げる事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

- a 民法第11条の規定による保佐の開始の審判事件
- b 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判事件
- c 民法第13条第3項の規定による保佐人の同意に代わる許可の審判事件
- d 民法第14条第1項の規定による保佐開始の取消しの審判事件
- e 民法第14条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 取消しの審判事件
- f 民法第876条の2第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による保佐人の選任及び第876条の3第1項の規定による保佐監督人の選任の審判事件
- g 民法第876条の2第2項及び第876条の3第2項が準用する同法第846条の規定による保佐人及び保佐監督人の解任の審判事件
- h 民法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する旨

の審判事件

i 民法第876条の4第3項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件

j 民法第876条の5第2項が準用する同法第863条の規定による保佐の事務の報告、財産の目録の提出、保佐の事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の保佐の事務に関する処分の審判事件

(3) 精神の状況に関する意見聴取等

ア 保佐開始の審判事件

成年後見開始の審判事件と同様とするものとする(1(3)ア参照。)

イ 保佐開始の取消しの審判事件

成年開始の取消しの審判事件と同様とするものとする(1(3)イ参照。)

(4) 陳述聴取等

① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。

a 民法第11条の規定による保佐開始の審判

被保佐人となるべき者

b 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め

被保佐人となるべき者又は被保佐人

c 民法第13条第3項の規定による保佐人の同意に代わる許可の審判

保佐人

d 民法第14条第1項の規定による保佐開始の取消しの審判

被保佐人及び保佐人

e 民法第876条の2第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による保佐人の選任及び同法第876条の3第1項の規定による保佐監督人の選任の審判

被保佐人となるべき者又は被保佐人

f 民法第876条の2第2項が準用する同法第846条の規定による保佐人の解任の審判

保佐人

g 民法第876条の3第2項が準用する同法第846条の規定による保佐監督人の解任の審判

保佐監督人

② 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の意見を聴かなければならないものとする。

a 民法第876条の2第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による保佐人の選任の審判

保佐人となるべき者

b 民法第876条の3第1項の規定による保佐監督人の選任の審判

保佐監督人となるべき者

(5) 審判の告知

次に掲げる審判は、総則により告知すべき者と定められたもののほか、それぞれにおいて定める者に対して告知しなければならないものとする。

a 民法第11条の規定による保佐開始の審判

民法第876条の2第1項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

b 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判

保佐人及び保佐監督人（保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判と同時に出された保佐人又は保佐監督人を選任する審判において、保佐人又は保佐監督人となるべき者とされている者も含む。）

c 民法第13条第3項の規定による保佐人の同意に代わる許可の審判

保佐人及び保佐監督人

d 〔民法第14条第1項〕の規定による保佐開始の取消しの審判

保佐人及び保佐監督人

e 民法第14条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め取消しの審判

保佐人及び保佐監督人

f 民法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判

被保佐人及び保佐監督人（保佐人に代理権を付与する旨の審判と同時に出された保佐監督人を選任する審判において、保佐監督人となるべき者とされている者も含む。）

g 民法第876条の4第3項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判

被保佐人及び保佐監督人

(注) 保佐人及び保佐監督人の選任及び解任の審判を被保佐人（被保佐人となるべき者を含む。）に対して裁判所が直接告知することについては、なお検討するものとする。

(6) 即時抗告

ア 保佐開始の審判事件

① 民法第11条本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に掲げる者（申立人を除く。）は、保佐開始の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、被保佐人及び審判の告知を受けない者が提起する即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者及び民法第871条の2第1項の規定により保佐人に選任される者に対する告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。

② 申立人は、保佐開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 保佐開始の取消しの審判事件

民法第14条第1項に掲げる者は、保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判事件

被保佐人（申立人を除く。）は、保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

エ 保佐人解任の審判事件

① 保佐人は、保佐人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人、保佐監督人並びに被保佐人及びその親族は、保佐人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

オ 保佐監督人解任の審判事件

① 保佐監督人は、保佐監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人並びに被保佐人及びその親族は、保佐監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 申立人は、保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。なお検討するものとする。

(7) 保佐に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 保佐開始の審判事件

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、保佐開始の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

イ 保佐人が欠けた場合の保佐人選任の審判事件

【甲案】

民法第876条の2第2項の準用する第843条第2項及び第845条、第876条の2第1項による第843条第2項の準用する第851条の規定により、保佐人が欠けたことを理由に保佐人選任の申立てをした者は、〔辞任した保佐人、保佐監督人は、〕裁判所の許可を得ない限り、保佐人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

(8) 保佐人等に対する指示及び保佐の調査

成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査と同様とするものとする（1(8)参照）。

(9) 審判前の保全処分

ア 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

① 〔保佐開始の審判の申立てがあった場合において、〕被保佐人となるべき者の財産の管理又は被保佐人となるべき者の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、被保佐人となるべき者の財産の管理若しくは被保佐人となるべき者の監護に関する事項を指示することができるものとする。

② 〔保佐開始の審判の申立てがあった場合において、〕被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被保佐人となるべき者の財産上の行為（民法第13条第1項に規定する行為に限る。）につき、財産の管理者の保佐を受けるべき

ことを命ずることができるものとする。

- ③ ②の規定による審判（以下「保佐命令の審判」という。）があったときは、被保佐人となるべき者及び財産の管理者は、被保佐人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為（民法第13条第1項に規定する行為に限る。）を取り消すことができるものとする。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用するものとする。

(イ) 陳述聴取

家庭裁判所は、保佐命令の審判をするには、被保佐人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(ウ) 審判の告知及び効力発生時期の特則

【甲案】

特段の規律を置かないものとする。

【乙案】

保佐命令の審判は、被保佐人となるべき者に対する告知又は財産の管理者に対する告知（複数ある場合には、そのうち最も早い告知）によって効力を生じるものとする。

(エ) 財産の管理者の権限等

財産の管理者については、民法第27条から第29条までの規定及び「5 財産の管理に関する審判事件」の「(5) 財産管理者等の権限等」の規律を準用するものとする。

- イ 保佐人又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分
成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分と同様とするものとする(1(9)イ参照)。

3 補助に関する審判事件

(1) 管轄

- ① 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判事件については、被補助人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 補助に関する審判事件（①に掲げるものを除く。）は、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。

のとする。〔ただし、民法第15条第1項の規定による補助の開始の審判事件が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。〕

(2) 手続行為能力

被補助人となるべき者又は被補助人は、次に掲げる事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

- a 民法第15条の規定による補助開始の審判
- b 民法第17条第1項の規定による補助人の同意を得なければならない行為の定め of 審判事件
- c 民法第17条第3項の規定による補助人の同意に代わる許可の審判事件
- d 民法第18条第1項又は同条第3項の規定による補助開始の取消しの審判事件
- e 民法第18条第2項の規定による補助人の同意を得なければならない行為の定め of 取消しの審判
- f 民法第876条の7第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による補助人の選任及び同法第876条の8第1項の規定による補助監督人の選任の審判事件
- g 民法第876条の7第2項及び同法第876条の8第2項が準用する同法第846条の規定による補助人及び補助監督人の解任の審判事件
- h 民法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判事件
- i 民法第876条の9第2項が準用する同法第876条の4第3項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件
- j 民法第876条の10第1項が準用する同法第863条の規定による補助の事務の報告、財産の目録の提出、補助の事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の補助の事務に関する処分 of 審判事件

(3) 精神の状況に関する意見聴取

家庭裁判所は、補助開始の審判をするには、被補助人となるべき者の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。

(4) 陳述聴取等

① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。

- a 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判

被補助人となるべき者

- b 民法第18条第1項又は第3項の規定による補助開始の取消しの
審判

被補助人及び補助人

- c 民法第17条第3項の規定による補助人の同意に代わる許可の審判
補助人
- d 民法第876条の7第1項並びに同条第2項が準用する同法第843
条第2項及び第3項の規定による補助人の選任及び同法第876条の
8第1項の規定による補助監督人の選任の審判

被補助人となるべき者又は被補助人

- e 民法第876条の7第2項が準用する同法第846条の規定による補
助人の解任の審判

補助人

- f 民法第876条の8第2項が準用する同法第846条の規定による補
助監督人の解任の審判

補助監督人

- ② 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、次に掲げる者の意
見を聴かなければならないものとする。

- a 民法第876条の7第1項並びに同条第2項が準用する同法第843
条第2項及び第3項の規定による補助人の選任の審判

補助人となるべき者

- b 民法第876条の8第1項の規定による補助監督人の選任の審判

補助監督人となるべき者

(5) 審判の告知

次に掲げる審判は、総則により告知すべき者と定められたもののほか、
それぞれにおいて定める者に対して告知しなければならないものとし
る。

- a 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判

民法第876条の7第1項の規定により補助人に選任される者並び
に任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する
任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

- b 民法第17条第1項の規定による補助人の同意を得なければならない
行為の定め

補助人及び補助監督人（補助人の同意を得なければならない行為
の定め）の審判と同時に選任された補助人又は補助監督人を選任する

審判において、補助人又は補助監督人となるべき者とされている者も含む。)

- c 民法第17条第3項の規定による補助人の同意に代わる許可の審判
補助人及び補助監督人
- d [民法第18条第1項又は第3項]の規定による補助開始の取消しの審判
補助人及び補助監督人
- e 民法第18条第2項の規定による補助人の同意を得なければならない行為の定め取消しの審判
補助人及び補助監督人
- f 民法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判
被補助人及び補助監督人（補助人に代理権を付与する旨の審判と同時に
出された補助監督人を選任する審判において、補助監督人となるべき者とされている者も含む。）
- g 民法第876条の9第2項が準用する同法第876条の4第3項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判を取り消す審判
被補助人及び補助監督人

(注) 補助人及び補助監督人の選任及び解任の審判を被補助人（被補助人となるべき者を含む。）に対して裁判所が直接告知することについては、なお検討するものとする。

(6) 即時抗告

ア 補助開始の審判事件

- ① 民法第15条第1項本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に掲げる者（申立人を除く。）は、補助開始の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、被補助人及び審判の告知を受けない者のする即時抗告の期間は、被補助人となるべき者及び民法第876条の7第1項により補助人に選任される者に対する告知があった日（複数ある場合は、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- ② 申立人は、補助開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 補助開始の取消しの審判事件

民法第18条第1項に掲げる者は、補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする

ウ 補助人解任の審判事件

- ① 補助人は、補助人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人、補助監督人並びに被補助人及びその親族は、補助人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

エ 補助監督人解任の審判事件

- ① 補助監督人は、補助監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人並びに被補助人及びその親族は、補助監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 申立人は、補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。なお検討するものとする。

(7) 補助に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 補助開始の審判事件

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、補助開始の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

イ 補助人が欠けた場合の補助人選任の審判事件

【甲案】

民法第876条の7第2項の準用する第843条第2項及び第845条、第876条の7第2項による第843条第2項の準用する第851条の規定により、補助人が欠けたことを理由に補助人選任の申立てをした者は、〔辞任した補助人、補助監督人は、〕裁判所の許可を得ない限り、補助人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

(8) 補助人等に対する指示及び補助の調査

成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査と同様とするものとする(1(8)参照)。

(9) 審判前の保全処分

補助開始の審判事件を本案とする保全処分については保佐開始の審判事件を本案とする保全処分と、補助人又は補助監督人の解任の審判事件

を本案とする保全処分については保佐人又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分と、それぞれ同様とするものとする(2(9)参照。)

4 失踪宣告に関する審判事件

(1) 管轄

- ① 民法第30条の規定による失踪宣告の審判事件は、不在者の従来の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 民法第32条第1項の規定による失踪宣告の取消しの審判事件は、失踪者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力

(注) 不在者又は失踪者は、失踪宣告に関する審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとすることについては、なお検討するものとする。

(3) 審判の告知

- ① 失踪の宣告をする審判は、総則の規律に関わらず、不在者に対し、告知することを要しないものとする。

(注) 失踪の宣告をする審判は、不在者の相続人に対し、告知するものとすることについては、なお検討するものとする。

- ② 失踪の宣告を取り消す審判は、総則の規律に関わらず、失踪者に対し、告知することを要しないものとする。ただし、事件記録上失踪者の住所又は居所が判明している場合には、この限りでないものとする。

(注) 失踪の宣告を取り消す審判は、失踪者の相続人に対し、告知するものとすることについては、なお検討するものとする。

(4) 即時抗告

ア 失踪宣告の審判事件

- ① 不在者及び利害関係人(申立人を除く。)は、失踪の宣告をする審判に対し即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、失踪の宣告の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 失踪宣告の取消しの審判事件

- ① 利害関係人(申立人を除く。)は、失踪の宣告を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 失踪者又は利害関係人は、失踪の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとする。

(5) 公示催告手続

- ① 失踪の宣告をするには、公示催告の手続を経なければならないものとする。
- ② 民法第30条第1項の場合には3か月以上、同条第2項の場合には1か月以上でなければならないものとする。
- ③ 公示催告の公示は、公告の方法でこれをするものとする。

(注) 公示催告の記載事項については、現行家事審判規則第40条と同様の規律を置くものとする。

5 財産の管理に関する審判事件

(1) 管轄

- ① 民法第25条から第29条までの規定による不在者の財産の管理に関する審判事件は、不在者の従来住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 民法第830条第2項から第4項までの規定による第三者が子に与えた財産の管理者の選任等の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、父又は母を同じくする数人の子について第三者が子に財産を与えた場合における民法第830条第2項から第4項までの規定による財産の管理者の選任等の審判事件の申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができるものとする。
- ③ 民法第869条が準用する同法第830条第2項から第4項までの規定による第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理者の選任等の審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ④ 民法第869条が準用する同法第830条第2項から第4項までの規定による第三者が成年被後見人に与えた財産の管理者の選任等の審判事件は、〔成年被後見人の住所地の家庭裁判所〕の管轄とするものとする。
- ⑤ 民法第895条の規定による遺産の管理に関する審判事件は、推定相続人の廃除又は廃除の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所（当該事件が抗告裁判所に係属しているときは、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。ただし、被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示をし、又は廃除を取り消す意思表示を表示した場合において、廃除又は廃除の取消しの審判の申立て

がされていないときは、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

- ⑥ 民法第918条第2項及び第3項（同法第926条第2項、第936条第3項及び第940条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の管理人の選任その他の相続財産の管理に関する審判事件及び同法第952条、第953条及び第958条の規定による相続財産の管理人の選任その他の相続財産の管理の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ⑦ 民法第936条第1項の規定による相続財産の管理人の選任の審判事件は、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。
- ⑧ 民法第943条（同法第950条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の管理に関する審判事件は、財産分離事件が係属している裁判所（相続財産分離を命ずる審判確定後は同審判を命じた家庭裁判所。抗告裁判所が相続財産分離を命ずる審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力

子及び被後見人は、民法第830条第2項から第4項まで（同法第869条が準用する場合を含む。）の規定による財産の管理者の選任等の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

(3) 相続人全員の限定承認と管理人の選任

民法第936条第1項の規定による数人の相続人の全員が限定承認をした場合における相続財産の管理人の選任の審判事件は、家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が、限定承認の申述を受理したとき（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合を含む。）、職権で、これをするものとする。

(4) 審判の告知〔通知〕

（注）民法第918条第2項及び第3項（同法第926条第2項、第936条第3項及び第940条第2項において準用する場合を含む。）及び同法第943条第1項（同法第950条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の管理人の選任の審判は、総則において告知すべき者とされた者のほか、相続人等に告知〔通知〕しなければならないものとする規律を置くことについては、なお検討するもの

とする。

(5) 財産管理者等の権限等

ア 管理者の権利義務

財産の管理に関する審判事件において選任された財産を管理する者については、民法第644条、第646条、第647条及び第650条の規定を準用するものとする。

イ 管理者の改任

家庭裁判所は、いつでも、選任した財産を管理する者を改任することができるものとする。

ウ 財産状況の報告及び担保等

- ① 家庭裁判所は、その選任した財産を管理する者に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができるものとする。民法第27条第2項（同法第830条第4項において準用する場合を含む。）の場合には、不在者又は第三者が置いた管理人についても同様とするものとする。
- ② ①の報告及び計算に要する費用は、管理される者の財産の中からこれを支弁するものとする。
- ③ 家庭裁判所は、その選任した財産を管理する者に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができるものとする。
- ④ 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならないものとする。
- ⑤ ④の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならないものとする。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用するものとする。
- ⑦ 管理人は、民法第27条第1項又は第2項の規定により財産の目録を作成する場合には、2通を作成し、その1通を家庭裁判所に差し出さなければならないものとする。
- ⑧ 家庭裁判所は、⑨の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができるものとする。

(6) 処分の取消し

家庭裁判所は、財産の管理をされていた者が自ら財産を管理することができるようになったとき又は管理すべき財産がないとき、その他財産

の管理を継続することが相当でないときは、管理人、財産を管理されていた者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、その命じた処分を取り消さなければならないものとする。

(注) 管理人選任・相続人搜索の公告及び管理人への通知については、現行家事審判規則第119条及び第119条の3と同様の規律を置くものとする。

6 婚姻に関する審判事件

(1) 管轄

① 民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件、同法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件、同法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件及び同法第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する審判事件は、

【甲案】

相手方（夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件にあつては他方配偶者）の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

【乙案】

夫又は妻の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

② 民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、父又は母を同じくする数人の子について監護者の指定その他子の監護に関する処分の申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができるものとする。

③ 民法第769条第2項（同法第749条、第751条第2項、第771条、第808条第2項及び第817条において準用する場合を含む。）の規定による系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件は、その所有権者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力

① 民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件においては夫及び妻は、同法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の

規定による監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件においては申立人又は相手方となるべき者は、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、財産上の給付を求める審判事件については、この限りでない。

- ② 民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件においては、子は、意思能力がある限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、財産上の給付を求める審判事件については、この限りでない。

(3) 参加

(注) 子は、利害関係人として民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件の手続に参加することができるものとする。については、なお検討するものとする。

(4) 陳述聴取

① 民法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件において、管理者の変更又は共有財産の分割をするには、申立人以外の夫又は妻の陳述を聴かなければならないものとする。

② 民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件においては、子が15歳以上であるときは、家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する審判を除く。）をするには、子の陳述を聴かなければならないものとする。

(5) 共有財産の分割の処分

① 管理者の変更に附帯して共有財産の分割を許可する場合には、家庭裁判所は、申立てによって、分割の処分をすることができるものとする。

② 家庭裁判所が分割を許可した場合において、分割の協議が調わないときも、①と同様とするものとする。

③ 家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、共有財産の分割の方法として、夫婦の一方に他方に対して債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができるものとする。

(注) 共有財産の分割に関する具体的手続について、現行家事審判規則第48条第3項

と同様の規律を置くことを検討するものとする。

(6) 給付命令等

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件

- ① 家庭裁判所は、夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助についての審判においては、扶助の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助についての審判においては、金銭の支払、物の引渡し〔、登記義務の履行〕その他の給付を命ずることができるものとする。

イ 夫婦財産契約による管理者の変更又は共有財産の分割の処分の審判事件等

家庭裁判所は、次に掲げる審判においては、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

- a 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分についての審判
- b 婚姻費用から生ずる費用の分担の処分についての審判
- c 財産分与についての審判

ウ 監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件

家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護について必要な事項を定め、又は子の監護者を変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずる審判においては、子の引渡し又は扶養料その他の財産上の給付を命ずることができるものとする。

(注)「子の監護について必要な事項」の例示として「面会交流の方法」を明示するか否かについては、なお検討するものとする。

エ 系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件

家庭裁判所は、系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定する審判においては、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。

(7) 即時抗告

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件等

夫及び妻は、次に掲げる審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。

- a 民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助についての審判
- b 民法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割についての審判

ｃ 民法第760の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分
についての審判

イ 監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件

父、母及び子の監護者は、民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による監護者の指定その他監護に関する処分についての審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。

（注）子の即時抗告権については、子に対する審判告知の規律と併せてなお検討するものとする。

ウ 財産分与に関する審判事件

夫又は妻であった者は、民法第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与についての審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。

エ 系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件

当事者は、民法第769条第2項（同法第749条、第751条第2項、第771条、第808条第2項及び第817条において準用する場合を含む。）の規定による系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。

(8) その他

（注1）夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助についての審判、婚姻から生ずる費用の分担に関する処分についての審判及び監護者の指定その他監護に関する処分についての審判につき、事情変更による審判の変更又は取消しをすることができることを前提に、この点に関する特段の規定は設けないものとする。について、なお検討する。

（注2）民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件、同法第766条の規定による子の監護に関する処分の審判事件、同法第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する審判事件において、収入、支出、保有資産の当事者の開示義務等、必要な裁判資料を得やすくする方策に関する規律については、なお、検討するものとする。

(9) 審判前の保全処分

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件等を本案とする保全処分

次に掲げる審判事件については、〔本案の申立てがあった場合にお

いて、) 強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

- a 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件
- b 婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件
- c 離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する審判事件

イ 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

① 〔夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判の申立てがあった場合において、〕相手方の管理する申立人所有の財産又は共有財産の管理のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、夫婦財産契約による管理者の変更又は共有財産の分割の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、相手方の管理する申立人所有の財産又は共有財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。

② 〔夫婦財産契約による管理者の変更若しくは共有財産の分割の審判の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該審判の申立人又は相手方の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(イ) 財産の管理者の権限等

(ア) ①により選任された財産の管理者については、民法第27条から第29条までの規定及び「5 財産の管理に関する審判事件」の「(5) 財産管理者等の権限等」の規律を準用するものとする。

ウ 子の監護者の指定その他監護に関する審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

〔本案の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮差押え、

仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(イ) 陳述聴取

家庭裁判所は、仮の地位を定める仮処分（ただし、子の監護に要する費用の仮払の仮処分を除く。）をするには、子の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるとき又は子が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

7 親子関係の審判事件

(1) 子の氏の変更事件

ア 管轄

① 民法第791条第1項又は第3項の規定による子の氏の変更の許可の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

② ①にもかかわらず、父又は母を同じくする数人の子について、子の氏の変更の許可の申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができるものとする。

イ 手続行為能力

子は、子の氏の変更の許可の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、子が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

ウ 即時抗告

申立人は、子の氏の変更の許可の申立てを却下する審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。

(2) 養子をするについての許可の審判事件

ア 管轄

民法第794条又は第798条の規定による養子をするについての許可の審判事件は、養子となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

イ 手続行為能力

養親となるべき者及び養子となるべき者は、民法第794条又は第798条の規定による養子をするについての許可の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、15歳未満の養子となるべき者については、この限りでないものとする。

ウ 参加

(注) 養子となるべき者は、利害関係人として民法第794条又は第798条の規定に

よる養子をするについての許可の審判事件の手續に参加することができるものとする。なお検討するものとする。

エ 陳述聴取

- ① 家庭裁判所は、養子をするについての許可の審判をするには、養子となるべき者から陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その者が15歳未満である場合又はその者の心身の障害によりこれを行うことができない場合は、この限りでないものとする。
- ② 家庭裁判所は、養子となるべき者が未成年者である場合において、養子をするについての許可の審判をするときは、養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人から陳述を聴かなければならないものとする。

オ 審判の告知

【甲案】

特段の規律を置かないものとする。

【乙案】

養子をするについての許可の審判は、総則により告知すべき者と定められたもののほか、養子となるべき者に対して告知しなければならないものとする。ただし、養子となるべき者が15歳未満である場合においては、養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人に対し、これを行うものとする。

カ 即時抗告

申立人は、養子をするについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注)〔15歳以上の〕養子となるべき者、〔養子となるべき者が15歳未満である場合の〕養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人が養子をするについての許可の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとする。なお検討するものとする。

(3) 死後離縁をするについての許可の審判事件

ア 管轄

民法第811条第6項の規定による死後離縁をするについての許可の審判事件は、申立人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

イ 手續行為能力

養親又は養子は、民法第811条第6項の規定による死後離縁をするについての許可の審判事件においては、意思能力を有する限り、手續行為能力を有するものとする。ただし、15歳未満の養子については、

この限りでないものとする。

ウ 養子の代襲者への通知等

【甲案】

家庭裁判所は、離縁をするについての許可の申立てがあった場合においては、その申立てが不適法であるとき又は明らかに理由がないときを除き、養子の代襲者で養親の相続人となるべき者に対し、その旨を通知するものとするものとする。ただし、事件記録上その氏名及び住所又は居所が判明している場合に限るものとする。

【乙案】

① 甲案と同じ。

② 家庭裁判所は、離縁をするについての許可の審判をするには、養子の代襲者で養親の相続人となるべき者から陳述を聴かなければならないものとする。

③ 離縁をするについての許可の審判は、総則により告知すべき者と定められたもののほか、養子の代襲者で養親の相続人となるべき者に対し、告知しなければならないものとする。

エ 即時抗告

① 利害関係人は、離縁を許可する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人は、離縁をするについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(4) 特別養子縁組に関する審判事件

ア 管轄

特別養子縁組に関する審判事件は、養親となるべき者又は養親の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

イ 手続行為能力

養親（養親となるべき者を含む。）、養子（養子となるべき者を含む。）の父母及び養子は、特別養子縁組に関する審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

ウ 陳述聴取

(ア) 特別養子縁組の成立

① 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立についての審判をするには、養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人に対し、陳述を聴かなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、特別養子縁組を成立させる審判をするには、①に掲げる者のほか、養子となるべき者の父母が知れないときを除き、次に掲げる者から陳述を聴かなければならないものとする。ただし、養子となるべき者の父母については、その同意がないときは、審問の期日においてその陳述を聴かなければならないものとする。

a 養子となるべき者の父母

b 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

(イ) 特別養子縁組の離縁

① 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁についての審判をするには、次に掲げる者から陳述を聴かなければならないものとする。

a 養子の実父母、それに対し親権を行う者及び実父母の後見人

b 養子に対し親権を行う者及び養子の後見人

② 家庭裁判所は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をするには、①に掲げる者のほか、養子、養親及びその後見人の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、養子については、その者が15歳未満である場合は、この限りでないものとする。

③ 家庭裁判所は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をする場合において、①及び②により養子、養親及び養子の実父母の陳述を聴くときには、審問の期日においてこれを行わなければならないものとする。

エ 審判の告知

(ア) 特別養子縁組の成立

① 特別養子縁組を成立させる審判は、総則により告知すべき者と定められたもののほか、次に掲げる者に対して、告知をしなければならないものとする。

a 養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人

b 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

② 養子となるべき者の父母が知れないときは、総則の規律及び①にかかわらず、その者ら及び養子となるべき者の父母に対し

親権を行う者及び養子となるべき者の父母の未成年後見人に対し、審判を告知することを要しないものとする。

〔(注) 養子となるべき者に対する審判の告知については、なお検討するものとする。〕

(イ) 特別養子縁組の離縁

① 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、総則により告知すべき者と定められたもののほか、審判を受ける者のほか、次に掲げる者に対し、告知しなければならないものとする。

a 養親の後見人

b 養子に対し親権を行う者及び養子の後見人

c 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人

② 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、〔養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除き、〕養子〔自身〕に対して、告知〔通知〕しなければならないものとする。

オ 即時抗告

(ア) 特別養子縁組の成立

① 養子となるべき者の父母、その父母に対し親権を行う者及びその父母の後見人、養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人（申立人を除く。）は、特別養子縁組を成立させる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人は、特別養子縁組を成立させる審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(イ) 特別養子縁組の離縁

① 養親、養親の後見人、養子、養子に対し親権を行う者、養子の後見人、養子の実父母、養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人（申立人を除く。）は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、養子が提起する即時抗告の期間は、養子以外の審判の告知を受ける者に対する告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。

② 〔申立人〕は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申

立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判に対する即時抗告の抗告権利者を申立人に限定するののかについては、なお検討するものとする。

カ 特別養子縁組成立の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

[特別養子縁組を成立させる審判の申立てがあった場合において、] 養子となるべき者の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] 申立てにより、特別養子縁組の成立に関する審判の効力が生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができるものとする。

(イ) 職務代行者の改任等

- ① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、(ア)又は上記①の規定により選任した職務代行者に対し、養子となるべき者の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

キ 特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

特別養子縁組の離縁の審判の申立てがあった場合において、養子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、特別養子縁組の離縁に関する審判の効力が生ずるまでの間、養子に対し親権を行う者若しくは養子の未成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(イ) 職務代行者の改任等

- ① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、(ア)又は上記①の規定により選任した職務代行者に対し、養子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

8 親権に関する審判事件

(1) 管轄

- ① 親権に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定又は変更の申立ての審判事件の申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができるものとする。

(2) 手続行為能力

ア 子の手続行為能力

子は、親権に関する審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

イ 夫及び妻の手続行為能力

夫及び妻は、次に掲げる事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

- a 民法第811条第4項の規定による養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の審判事件
- b 民法第819条第5項の規定による親権者の指定及び同条第6項の規定による親権者の変更の審判事件
- c 民法第834条及び同法第835条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件
- d 民法第837条第1項の規定による親権又は管理権を辞するについての許可の審判事件
- e 民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判事件
- f 民法第837条第2項の規定による親権又は管理権を回復するについての許可の審判事件

ウ 養親の手続行為能力

養親は、民法第811条第4項の規定による養子の離縁後にその親権者となるべき者の選任の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

(3) 参加

(注) 子は、利害関係人として親権に関する審判事件の手続に参加することができるものとするについては、なお検討するものとする。

(4) 陳述聴取

- ① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれ定める者

の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、子については、その者が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

a 民法第819条第5項の規定による親権者の指定及び同条第6項の規定による親権者の変更の審判

子

b 民法第834条及び同法第835条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の審判

子，親権者

c 民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判

子，子に対し親権を行う者及び子の未成年後見人，親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者

d 民法第837条第1項の規定による親権又は管理権を辞するについての許可の審判

子

e 民法第837条第2項の規定による親権又は管理権を回復するについての許可の審判

子，子に対し親権を行う者及び子の未成年後見人

② 家庭裁判所が、親権又は管理権の喪失を宣告する場合において、①により親権者から陳述を聴くときには、審問の期日においてこれを行わなければならないものとする。

(5) 審判の告知

次に掲げる審判は、総則により告知すべき者と定められたもののほか、それぞれにおいて定める者に対して、告知〔通知〕しなければならないものとする。〔ただし、子については、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害すると認める場合には、この限りでないものとする。〕

a 民法第834条及び同法第835条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の審判

子

b 民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判

子，子に対し親権を行う者及び子の未成年後見人

(注) 親権者となるべき者の指定，親権者の指定又は変更，親権又は管理権を辞するについての許可及び親権又は管理権を回復するについての許可の審判を子に対

して裁判所が直接告知することについては、なお検討するものとする。

(6) 引渡命令等

家庭裁判所は、親権者を指定又は変更する審判において、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。

(7) 即時抗告

ア 親権者となるべき者の指定

① 父、母及び養子の監護者は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人、父及び母は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 子が親権者となるべき者の指定についての審判に対し即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

イ 親権者の指定又は変更

父、母又は子の監護者は、子の親権者の指定及び変更についての審判に対し即時抗告をすることができるものとする。

(注) 子が親権者の指定又は変更についての審判に対し即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

ウ 親権又は管理権の喪失宣告

① 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者又はその親族（申立人を除く。）は、その審判に対し即時抗告をすることができるものとする。この場合において、子及び審判の告知を受けない者のする即時抗告の期間は、親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者が審判の告知を受けた日から進行するものとする。

② 申立人又は子の親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとする

(注) 子が親権又は管理権の喪失の宣告の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

エ 親権又は管理権の喪失宣告の取消し

① 子に対し親権を行う者、子の未成年後見人及び子の親族（申立人を除く。）は、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し即時抗告をすることができるものとする。この場合において、審判の告知を受けない者のする即時抗告の期間は、親権又は管理権の喪失

失の宣告を受けた者が審判の告知を受けた日から進行するものとする。

- ② 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者又はその親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとする。この場合において、子及び審判の告知を受けない者のする即時抗告の期間は、申立人が審判の告知を受けた日から進行するものとする。

(注) 子が親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

オ 親権又は管理権を回復するについての許可

申立人は、親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(8) 親権又は管理権喪失宣告の特則

(注) 陳述聴取（必要的審尋）のほか、親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件については、調停をすることができる事項についての審判事件に適用される規律を準用するものとするについては、なお検討するものとする。

(9) 子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等

- ① 家庭裁判所は、子を懲戒場に入れる許可及びその期間の短縮の審判をする場合には、親権者に対し相当であると認める事項を指示することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、子の利益のため必要があると認めるときは、いつでも、①の許可及びその期間の短縮の審判を取り消し、又は変更することができるものとする。

(10) 審判前の保全処分

ア 親権又は管理権の喪失宣告の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(イ) 職務代行者の改任等

- ① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、(ア)又は上記①の規定により選任した職務代

行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

イ 親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

- ① [親権者の指定又は変更の審判の申立てがあった場合において、] 強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] の申立てにより、[仮差押え、] 仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。
- ② [親権者の指定又は変更の審判の申立てがあった場合において、] 子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] 申立てにより、親権者の指定、変更の審判の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(イ) 陳述聴取

家庭裁判所は、仮の地位を定める仮処分をするには、子の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるとき又は子が15歳未満である場合はこの限りでないものとする。

(ウ) 職務代行者の改任等

- ① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)②の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、(ア)②又は上記①の規定により選任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

9 未成年後見に関する審判事件

(1) 管轄

未成年後見に関する審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力

ア 未成年被後見人の手続行為能力

未成年被後見人は、次に掲げる事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

- a 民法第840条の規定による未成年後見人の選任及び同法第849条の

規定による未成年後見監督人の選任の審判事件

b 民法第846条（同法第852条において準用する場合を含む。）の規定による未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件

c 民法第863条の規定による未成年後見の事務の報告，財産の目録の提出，後見の事務又は財産状況の調査，財産の管理その他の後見の事務に関する処分の審判事件

(注) 未成年被後見人について，他に意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとするべき場合があるのか，なお検討するものとする。

イ 養親の手続行為能力

養親は，民法第811条第5項の規定による養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件においては，意思能力を有する限り，手続行為能力を有するものとする。

(3) 参加

(注) 未成年被後見人は，利害関係人として未成年後見に関する審判事件の手続に参加することができるものとする。なお検討するものとする。

(4) 陳述聴取等

① 家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし，未成年被後見人については，その者が15歳未満であるときは，この限りでないものとする。

a 民法第840条の規定による未成年後見人の選任及び同法第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判

未成年被後見人

b 民法第846条の規定による未成年後見人の解任の審判

未成年後見人

c 民法第852条が準用する同法第846条の規定による未成年後見監督人の解任の審判

未成年後見監督人

② 家庭裁判所は，次に掲げる審判をするには，それぞれにおいて定める者の意見を聞かなければならないものとする。

a 民法第811条第5項の規定による養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任及び同法第840条の規定による未成年後見人の選任の審判

未成年後見人となるべき者

b 民法第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判

未成年後見監督人となるべき者

(5) 審判の告知

(注) 未成年後見人及び未成年後見監督人の選任及び解任の審判を未成年被後見人に対して裁判所が直接告知することについては、なお検討するものとする。

(6) 即時抗告

ア 養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件
申立人は、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。

イ 未成年後見人の解任の審判事件

① 未成年後見人は、未成年後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人、未成年後見監督人並びに未成年被後見人及びその親族は、未成年後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 未成年後見監督人の解任の審判事件

① 未成年後見監督人は、未成年後見監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人並びに未成年被後見人及びその親族は、未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(7) 未成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限

【甲案】

民法第840条又は第841条の規定により、未成年後見人が欠けたことを理由に未成年後見人の選任の申立てをした者は〔父又は母、辞任した未成年後見人、未成年後見監督人、児童相談所長及び生活保護法第81条が規定する保護の実施機関は〕、裁判所の許可を得ない限り、未成年後見開始の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

(8) 未成年後見人等に対する指示及び未成年後見の調査

ア 未成年後見人及び未成年後見監督人に対する指示

家庭裁判所は、いつでも、未成年後見人及び未成年後見監督人に対し未成年被後見人の財産の管理その他の未成年後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができるものとする。

イ 未成年後見の調査

- ① 家庭裁判所は、適当な者に、未成年後見の事務の調査若しくは未成年被後見人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができるものとする。
 - ② 家庭裁判所は、①により調査をした者に対し、未成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。
 - ③ 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①の調査をさせることができるものとする。
- (9) 未成年被後見人又は子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示（8(9)参照）と同様の規律とするものとする。
- (10) 未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分
成年後見人等の職務執行停止及び職務代行者の選任と同様とするものとする（1(9)イ参照）。

10 特別代理人選任に関する審判事件

(1) 管轄

- ① 民法第775条の規定による嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件及び同法第826条の規定による親権に関する特別代理人の選任の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 民法第860条が準用する同法第826条の規定による未成年後見に関する特別代理人の選任の審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ③ 民法第860条が準用する同法第826条の規定による成年後見に関する特別代理人の選任の審判事件は、〔成年被後見人の住所地の家庭裁判所〕の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力

- ① 民法第775条の規定による嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件においては、夫は、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。
- ② 民法第826条（同法第860条において準用する場合を含む。）の規定による特別代理人の選任の審判事件においては、子、被後見人は、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

(3) 即時抗告

民法第775条の規定による嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件の申立てを却下した審判に対しては、申立人は、即時抗告をすることができるものとする。

1 1 扶養に関する審判事件

(1) 管轄

- ① 民法第877条第2項の規定による扶養義務の設定の審判事件は、扶養義務者となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② ①の審判事件において、数人に対し、扶養義務を設定する審判の申立てをする場合には、その一人の住所地の家庭裁判所に申し立てることができるものとする。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条第2項ただし書の規定による保護者選任の申立てと併合して①の審判事件の申立てをする場合には、精神障害者の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てることができるものとする。
- ④ 民法第877条第3項の規定による扶養義務を設定する審判取消しの審判事件は、その扶養義務を設定する審判をした家庭裁判所（高等裁判所が審判に代わる決定をした場合には第一審の審判をした家庭裁判所）の管轄とするものとする。
- ⑤ 民法第878条の規定による扶養の順位の設定及び第880条の規定によるその決定の変更又は取消しの審判事件並びに民法第879条の規定による扶養の程度又は方法についての決定及び第880条によるその決定の変更又は取消しの審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ⑥ ⑤の審判事件において、数人を相手方とする場合には、その一人の住所地の家庭裁判所に申し立てることができるものとする。

(2) 陳述聴取

- ① 家庭裁判所は、民法第877条第2項の規定による扶養義務の設定の審判事件において、申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、扶養義務者となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、民法第877条第3項の規定による扶養義務を設定する審判取消しの審判事件において、申立てが不適法である場合又は申

立てに理由がないことが明らかな場合を除き、扶養権利者の陳述を聴かなければならないものとする。

(3) 給付命令等

- ① 家庭裁判所は、扶養の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、扶養に関する審判においては、金銭の支払、物の引渡し〔、登記義務の履行〕その他の給付を命ずることができるものとする。

(4) 即時抗告

- ① 扶養義務者となるべき者（申立人である場合を除く。）は、扶養義務を設定する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 扶養権利者（申立人である場合を除く。）は、扶養義務を設定する審判を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 申立人は、扶養義務を設定する審判の申立て又は扶養義務を設定する審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ 当事者は、扶養すべき者若しくは扶養を受けるべき者の順位を定める審判又はこれを変更する審判及び扶養の程度若しくは方法を定める審判又はこれを変更する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(5) 審判前の保全処分

〔扶養に関する審判の申立てがあった場合において〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

1.2 相続に関する審判事件

(1) 管轄

- ① 相続に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② ①にかかわらず、次に掲げる審判事件は、それぞれに定める家庭裁判所の管轄とするものとする。
 - a 民法第930条第2項及び第932条ただし書の規定による鑑定人の選任の審判事件

限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認

の申述を受理した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所)

- b 民法第947条第3項及び第950条第2項が準用する同法第930条第2項及び第932条ただし書の規定による鑑定人の選任の審判事件
相続財産の分離を命じた家庭裁判所（抗告裁判所が相続財産分離を命ずる審判に代わる裁判をした場合にはその第一審裁判所である家庭裁判所)
- c 民法第957条第2項が準用する同法第930条第2項の規定による鑑定人の選任の審判事件
民法第952条の規定により相続財産の管理人を選任した家庭裁判所
- d 民法第1043条第1項の規定による遺留分の放棄についての許可の審判事件

被相続人の住所地の家庭裁判所

(2) 手続行為能力

(注) 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理に関する審判事件においては、手続行為能力を有しない者も、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとするかどうかについては、さらに検討するものとする。

(3) 申述

相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述は、その旨を記載した申述書を家庭裁判所に提出しなければならないものとする。

(注) 申述書の記載事項については、現行家事審判規則第114条第2項及び第3項と同様の規律を置くものとする。

(4) 相続財産の分離の陳述聴取

【甲案】

家庭裁判所は、民法第941条及び第950条第1項の規定による相続財産の分離の審判をするには、相続人の陳述を聴かなければならないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

(5) 相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述受理及び受理の告知

- ① 家庭裁判所は、相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述を受理するときは、申述書にその旨を記載しなけ

ればならないものとする。

② ①の申述は，受理により効力を生ずるものとする。

③ ①の申述の受理は，受理した旨を申立人に告知することを要しないものとする。

(6) 引渡命令

家庭裁判所は，民法第897条第2項の規定による系譜，祭具及び墳墓の所有者の承継者の指定に関する審判事件の承継者の指定する審判においては，系譜，祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。

(7) 即時抗告

ア 権利の承継者の指定の審判事件

当事者及び利害関係人は，民法第897条第2項の規定による系譜，祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

イ 相続の承認又は放棄の期間の伸長の審判事件

申立人は，相続の承認又は放棄の伸長の申立てを却下する審判に対し，即時抗告ができるものとする。

(注) 即時抗告権者を申立権者一般に広げるかどうかについては，さらに検討するものとする。

ウ 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理の審判事件

相続の限定承認又は放棄について取消権を有する者は，相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとするものとする。

エ 相続の限定承認又は放棄の申述の受理の審判事件

相続の限定承認又は放棄の申述人は，その申述を却下する審判に対し，即時抗告ができるものとする。

オ 相続財産の分離の審判事件

① 相続人は，相続財産の分離を命ずる審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

② 相続債権者又は受遺者は，相続債権者又は受遺者による相続財産の分離の申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

③ 相続人の債権者は，相続人の債権者による相続財産の分離の申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

カ 遺留分の放棄についての許可の審判事件

申立人は、遺留分の放棄の許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

1.3 推定相続人の廃除に関する事件

(1) 管轄

推定相続人の廃除に関する事件は、被相続人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。ただし、遺言による廃除の場合には、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力

推定相続人の廃除に関する事件においては、被相続人は、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

(3) 陳述聴取

家庭裁判所は、推定相続人の廃除の申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、廃除を求められた推定相続人の陳述を〔申立人が立ち合うことのできる審問の期日において〕聴かなければならないものとする。

(注) 陳述聴取（必要的審尋）のほか、家事審判に関する手続（総則）中の調停をすることができる事項についての審判事件の特則のような手続保障の規律を置く方向で、その内容についてはなお検討するものとする。

(4) 即時抗告

① 推定相続人は、当該推定相続人を廃除する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人は、推定相続人の廃除の申立て又は廃除の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

1.4 遺産の分割に関する審判事件

(1) 管轄

遺産分割に関する事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、民法第904条の2第2項による寄与分を定める処分の審判事件は、民法第907条第2項の規定による遺産分割の審判事件が係属しているときは、その係属している裁判所にしなければならないものとする。

(2) 併合

① 遺産の分割の申立て及び寄与分を定める審判の申立てがあったときは、これらの事件の審判手続及び審判は、併合してしなければならない

いものとする。

- ② 数人から寄与分を定める審判の申立てがあつたときも、①と同様とするものとする。

(3) 寄与分を定める審判の申立期間の指定等

- ① 裁判所は、遺産の分割の審判手続において、その当事者が寄与分を定める審判の申立てをすべき期間を定めることができるものとする。この場合において、その期間は、1月以上でなければならないものとする。
- ② ①の規定に基づいて定められた期間が経過した後にはされた寄与分を定める審判の申立ては、却下することができるものとする。
- ③ ①の期間が定められなかった場合においても、遺産の分割の審理を著しく遅延させると認められ、かつ、申立てが遅滞したことにつき申立人の責めに帰すべき事由があるときは、裁判所は、当該寄与分を定める審判の申立てを却下することができるものとする。

(4) 遺産の分割の申立ての公告・参加

(注1) 現行家事審判規則第105条と同様の公告・参加の制度を設けることの可否については、利害関係人の即時抗告権の可否と併せて、なお検討するものとする。

(注2) 遺産分割の申立方法については、現行家事審判規則第104条と同様の規律を置くこととする。

(5) 遺産の換価処分

ア 換価処分

- ① 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、職権で、相続人に対して、遺産の全部又は一部について競売して換価することを命ずることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があり、かつ、相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き、職権で、相続人に対して、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができるものとする。ただし、相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者がいるときは、この限りでないものとする。
- ③ ①及び②の審判が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、相続人〔又は利害関係人〕の申立て又は職権で、その審判を取り消すことができるものとする。
- ④ 家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ずる場合において、財産の管理者が選任されていないときは、これを選任しなければならない

いものとする。

(注1) 選任された財産の管理者の権限等については、(10)イ参照

(注2) 任意売却及び換価処分の具体的手続については、現行家事審判規則第107条から第108条の4まで(第108条の3第1項を除く。)と同様の規律を置くものとする。

イ 審判の告知〔通知〕

遺産の換価処分を命ずる審判は、遺産の分割の審判事件の当事者に告知〔通知〕しなければならないものとする。

ウ 即時抗告

相続人〔又は利害関係人〕は、遺産の換価処分を命ずる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

エ 換価人の報告等

① 遺産の競売又は換価を命ぜられた相続財産の管理人は、遺産の競売又は換価の手続が終了したときはその結果を、遺産を競売し、又は換価することができなかつたときはその理由及び結果を、遅滞なく、家庭裁判所に対して報告しなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ぜられた相続財産の管理人に対し、遺産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

(6) 遺産の分割方法

家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対し債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができるものとする。

(7) 給付命令

遺産の分割の審判においては、金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

(8) 遺産分割禁止の審判の取消し・変更

家庭裁判所は、事情の変更があると認めるときは、相続人の申立てによって、何時でも、遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更することができるものとする。

(9) 遺産の分割に関する審判事件の特則

(注) 遺産の分割に関する審判事件について、職権探知主義の規律の適用を限定し、又は、遺産物件の評価についての裁判所による任意の評価(民訴法248条参照)若しくは合意の擬制その他不熱心当事者への対応等のための規律を置くことについては、なお検討するものとする。

(10) 即時抗告

ア 遺産分割の審判事件

【甲案】

相続人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立てを却下する審判並びに遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】

相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立てを却下する審判並びに遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 寄与分を定める処分の審判事件

(前注) 寄与分の審判について、遺産分割審判とは独立して不服申立てが許されるのは、相続開始後に認知された者の価額支払請求をしようとする場合において寄与分を定める申立てをしたとき(民法第904条の2第4項、第910条)に限られることを前提にしている。

- ① 相続人は、寄与分を定める審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、寄与分を定める審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 遺産の分割の審判と寄与分の定めに関する審判とが併合してされたときは、寄与分の定めに関する審判についてのみ即時抗告をすることはできないものとする。
- ④ 寄与分の定めに関する審判に対して相続人の一人がした即時抗告は、併合してされた他の寄与分の定めに関する審判についても、その効力を生ずるものとする。

(注) 利害関係人の即時抗告権については、なお検討するものとする。

(11) 審判前の保全処分

ア 保全処分の内容

- ① [遺産分割の審判の申立てがあった場合において、] 財産の管理のため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者又は相手方の] 申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、遺産分割の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。

② 〔遺産分割の審判の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該審判の申立人又は相手方の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

イ 財産の管理者の権限等

選任された財産の管理者については、民法第27条から第29条までの規定及び「5 財産の管理に関する審判事件」の「(5) 財産管理者等の権限等」の規律を準用するものとする。

1 5 特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判事件

(1) 管轄

民法第958条の3第1項の規定による特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(2) 申立て

相続財産の分与の申立てをするには、被相続人との特別の縁故関係を明らかにしなければならないものとする。

(3) 管理人への通知

相続財産の分与の申立てがあったときは、裁判所書記官は、遅滞なく相続財産の管理人に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(4) 審判等の特則

① 特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判は、民法第958条の3第2項の期間が経過した後にしなければならないものとする。

② 数人から特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てがあったときは、審判手続及び審判は、併合してしなければならないものとする。

(5) 管理人の意見の聴取

家庭裁判所は、相続財産の分与に関する審判をするには、相続財産の管理人の意見を聴かななければならないものとする。

(6) 相続財産の換価処分

ア 換価処分

① 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判をするため必要があると認めるときは、職権で、相続財産の管理人に対して、遺産の全部又は一部について競売して換価することを命ずることができるものとする。

② 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判をするため必要があり、かつ、相当であると認めるときは、職権で、相続財産の管理人に対して、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができるものとする。

③ ①及び②の審判が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、相続財産の分与に関する審判の申立人及び相続財産の管理人の申立て又は職権で、その審判を取り消すことができるものとする。

(注) 競売又は任意売却の具体的手続については、現行家事審判規則第119条の6の準用する第108条の3第2項から第4項までと同様の規律を置くものとする。

イ 即時抗告

相続財産の分与に関する審判の申立人及び相続財産の管理人は、遺産の換価処分を命ずる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 換価人の報告等

① 遺産の競売又は換価を命ぜられた相続財産の管理人は、遺産の競売又は換価の手続が終了したときはその結果を、遺産を競売し、又は換価することができなかつたときはその理由及び結果を、遅滞なく、家庭裁判所に対して報告しなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ぜられた相続財産の管理人に対し、遺産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

(7) 即時抗告

① 申立人及び相続財産の管理人は、相続財産を分与する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人は、相続財産の分与の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

③ 申立人の一人又は相続財産の管理人がした即時抗告は、申立人の全員についてその効力を生ずるものとする。

(8) 審判確定の通知

相続財産の分与に関する審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく相続財産の管理人に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

1 6 遺言の確認及び遺言書の検認に関する審判事件

(1) 管轄

- ① 遺言の確認及び遺言書の検認に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 民法第976条第4項及び第979条第3項の規定による遺言の確認の審判事件の申立ては、遺言者の生存中は、遺言者の住所地の家庭裁判所にもこれを行うことができるものとする。

(2) 遺言の確認及び遺言書の検認に関する審判事件における申立ての取下げ制限

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、遺言の確認及び遺言書の検認の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

(3) 検認調書の作成

遺言書の検認については、調書を作らなければならないものとする。

(注1) 遺言書検認と調査、検認調書の具体的記載事項、検認の通知については、現行家事審判規則第122条から第124条まで（ただし、第124条については遺言書の検認に立ち会う機会のなかった者に通知しなければならないものとする。）と同様の規律を置くものとする。

(注2) 通知を受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、通知をすることを要しないことを前提としている。

(4) 検認期日の通知

裁判所書記官は、遺言書の検認をする期日を、申立人及び相続人に通知しなければならないものとする。

(注) 通知を受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、通知をすることを要しないことを前提としている。

(5) 遺言の確認の審判と即時抗告

- ① 利害関係人は、遺言を確認する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 遺言に立ち会った証人又は利害関係人は、遺言の確認の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

1 7 遺言執行者に関する審判事件

(1) 管轄

遺言執行者に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(2) 意見の聴取

家庭裁判所は、遺言執行者を選任する審判をするには、遺言執行者となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。

(3) 陳述聴取

裁判所は、遺言執行者を解任する審判をするには、遺言執行者の陳述を聴かなければならないものとする。

(4) 審判の告知〔通知〕

遺言執行者を解任する審判は、相続人に告知〔通知〕しなければならないものとする。

(5) 即時抗告

ア 遺言執行者の選任の審判事件

利害関係人は、遺言執行者の選任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 遺言執行者の解任の審判事件

① 遺言執行者は、遺言執行者を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 利害関係人は、遺言執行者の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 遺言執行者の辞任の許可の審判事件

遺言執行者は、その辞任の許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(6) 審判前の保全処分

ア 解任の申立てと本人の職務執行停止、代行者の選任等

① 〔遺言執行者の解任の審判の申立てがあった場合において、〕相続人の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、遺言執行者の解任の審判の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、遺言執行者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

② 家庭裁判所は、いつでも、①の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

イ 職務代行者の報酬

家庭裁判所は、17の(6)アに基づいて選任され、又は改任された職

務代行者に対し、相続財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

1.8 負担付遺贈に係る遺言の取消しに関する審判事件

(1) 管轄

負担付遺贈に係る遺言の取消しに関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(2) 受遺者〔及び受益者〕の陳述聴取

家庭裁判所は、負担付遺贈に係る遺言を取り消す審判をするには、受遺者〔及び受益者〕の陳述を聴かなければならないものとする。

(3) 受益者への審判の告知〔通知〕

(注) 遺言を取り消す審判は、受益者に告知〔通知〕しなければならないものとするかどうかについては、さらに検討するものとする。

(4) 即時抗告

① 受遺者その他の利害関係人は、遺言を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 相続人は、遺言の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(別表)

事件類型	各事件	審判を受ける者
1 成年後見に関する審判事件	成年後見開始の審判事件(民法第7条)	成年被後見人となるべき者
	成年後見開始の取消しの審判事件(民法第10条, 第19条第2項)	成年被後見人
	成年後見人の選任の審判事件(民法第843条第1項から第3項まで)	選任された成年後見人
	成年後見監督人の選任の審判事件(民法第849条の2)	選任された成年後見監督人
	成年後見人の辞任についての許可の審判事件(民法第844条)	成年後見人
	成年後見監督人の辞任についての許可の審判事件(民法第852条, 第844条)	成年後見監督人
	成年後見人の解任の審判事件(民法第846条)	成年後見人
	成年後見監督人の解任の審判事件(民法第852条, 第846条)	成年後見監督人
	成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長の審判事件(民法第853条第1項ただし書, 第856条)	成年後見人
	権限の行使についての定め及びその取消しの審判事件(民法第859条の2第1項及び第2項, 第852条)	成年後見人又は成年後見監督人
	居住用不動産の処分についての許可の審判事件(民法第859条の3, 第852条)	成年後見人又は成年後見監督人
	成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与の審判事件(民法第862条, 第852条)	成年後見人又は成年後見監督人
	成年後見の事務の報告, 財産の目録の提出, 後見の事務又は財産状況の調査, 財産の管理その他の後見の事務に関する処分の審判事件(民法第863条)	成年後見人
	成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の審判事件(民法第870条ただし書)	成年後見人
2 保佐に関する審判事件	保佐開始の審判事件(民法第10条)	被保佐人となるべき者
	保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判事件(民法第13条第2項)	被保佐人又は被保佐人となるべき者
	保佐人の同意に代わる許可の審判の審判事件(民法第13条第3項)	被保佐人
	保佐開始の取消しの審判事件(民法第14条第1項, 同法第19条)	被保佐人
	保佐人の同意を得なければならない行為の定め取消しの審判事件(民法第14条第2項)	被保佐人
	保佐人の選任の審判事件(民法第876条の2第1項及び第2項, 同法第843条第2項及び第3項)	選任された保佐人
	保佐監督人の選任の審判事件(民法第876条の3第1項)	選任された保佐監督人
	保佐人の辞任についての許可の審判事件(民法第876条の2第2項, 同法第844条)	保佐人
	保佐監督人の辞任についての許可の審判事件(民法第876条の3第2項, 同法第844条)	保佐監督人
	保佐人の解任の審判事件(民法第876条の2第2項, 同法第846条)	保佐人
	保佐監督人の解任の審判事件(民法第876条の3第2項, 同法第846条)	保佐監督人
	臨時保佐人の選任の審判事件(民法第876条の2第3項)	選任された臨時保佐人

2 保佐に関する審判事件	権限の行使についての定め及びその取消しの審判事件(民法第876条の3第2項, 同法第876条の5第2項, 同法第859条の2第1項及び第2項)	保佐人又は保佐監督人
	居住用不動産の処分についての許可の審判事件(民法第876条の3第2項, 同法第876条の5第2項, 同法第859条の3)	保佐人又は保佐監督人
	保佐人及び保佐監督人に対する報酬の付与の審判事件(民法第876条の3第2項, 同法第876条の5第2項, 同法第862条)	保佐人又は保佐監督人
	保佐人に代理権を付与する旨の審判事件(民法第876条の4第1項)	保佐人
	保佐人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件(民法第876条の4第3項)	保佐人
	保佐の事務の報告, 財産の目録の提出, 保佐の事務又は財産状況の調査, 財産の管理その他の保佐の事務に関する処分の審判事件(民法第876条の5第2項, 同法第863条)	保佐人
	保佐に関する管理の計算の期間の伸長の審判事件(民法第876条の5第3項, 同法第870条ただし書)	保佐人
3 補助に関する審判事件	補助開始の審判事件(民法第15条第1項)	被補助人となるべき者
	補助人の同意を得なければならない行為の定め審判事件(民法第17条第1項)	被補助人又は被補助人となるべき者
	補助人の同意に代わる許可の審判事件(民法第17条第3項)	被補助人
	補助開始の取消しの審判事件(民法第18条第1項及び同条第3項, 同法第19条)	被補助人
	補助人の同意を得なければならない行為の定め取消しの審判事件(民法第18条第2項)	被補助人
	補助人の選任の審判事件(民法第876条の7第1項及び第2項, 同法第843条第2項及び第3項)	補助人
	補助人監督人の選任の審判事件(民法第876条の8第1項)	選任された補助監督人
	補助人の辞任についての許可の審判事件(民法第876条の7第2項, 同法第844条)	補助人
	補助監督人の辞任についての許可の審判事件(民法第876条の8第2項, 同法第844条)	補助監督人
	補助人の解任の審判事件(民法第876条の7第2項, 同法第846条)	補助人
	補助監督人の解任の審判事件(民法第876条の8第2項, 同法第846条)	補助監督人
	臨時補助人の選任の審判事件(民法第876条の7第3項)	選任された臨時補助人
	権限の行使についての定め及びその取消しの審判事件(民法第876条の8第2項, 同法第876条の10第1項, 民法第859条の2第1項及び第2項)	補助人又は補助監督人
	居住用不動産の処分についての許可の審判事件(民法第876条の8第2項, 同法第876条の10第1項, 同法第859条の3)	補助人又は補助監督人
補助人又は補助監督人に対する報酬の付与の審判事件(民法第876条の8第2項, 同法第876条の10第1項, 同法第862条)	補助人又は補助監督人	

3 補助に関する審判事件	補助人に代理権を付与する旨の審判事件(民法第876条の9第1項)	補助人
	代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件(民法第876条の9第2項, 同法第876条の4第3項)	補助人
	補助の事務の報告, 財産の目録の提出, 補助の事務又は財産状況の調査, 財産の管理その他の補助の事務に関する処分の審判事件(民法第876条の10第1項, 同法第863条)	補助人
	補助に関する管理の計算の期間の伸長の審判事件(民法第876条の10第2項, 同法第870条ただし書)	補助人
4 失踪宣告に関する審判事件	失踪宣告の審判事件(民法第30条)	不在者
	失踪宣告の取消しの審判事件(民法第32条第1項)	失踪者
5 財産の管理に関する審判事件	不在者の財産の管理に関する審判事件(民法第25条から第29条)	(財産管理人の選任の審判については) 選任された財産管理人
	財産の管理者の選任等の審判事件(民法第830条第2項から第4項まで, 民法第869条)	
	遺産の管理に関する審判事件(民法第895条)	
	相続財産の管理人の選任その他の相続財産の管理の審判事件(民法第918条第2項及び第3項, 同法第926条第2項, 同法第936条第3項, 同法第940条第2項)	
	相続財産の管理人の選任の審判事件(民法第936条第1項)	
	相続財産の管理に関する審判事件(民法第943条, 同法第950条第2項)	
6 婚姻に関する審判事件	夫婦の同居その他夫婦間の協力扶助の審判事件(民法第752条)	申立人及び相手方(夫及び妻)
	夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件(民法第758条第2項及び第3項)	申立人(夫又は妻)及び他方配偶者
	婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件(民法第760条)	申立人及び相手方(夫及び妻)
	監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件(民法第766条第1項又は第2項(同法第749条, 第771条及び第788条において準用する場合を含む。))	申立人及び相手方
	離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する審判事件(民法第768条第2項(同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。))	申立人及び相手方(夫及び妻であった者)
	系譜, 祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件(民法第769条第2項(同法第749条, 第751条第2項, 第771条, 第808条第2項及び第817条において準用する場合を含む。))	申立人及び相手方
7 親子に関する審判事件	子の氏の変更の許可の審判事件(民法第791第1項, 第3項)	子又は法定代理人
	養子をするについての許可の審判事件(民法第794条, 同法第798条)	養親
	死後離縁をするについての許可の審判事件(民法第811条第6項)	養親又は養子
	特別養子縁組の成立の審判事件(民法第817条の2)	養親となるべき者, 養子となるべき者及びその実父母
	特別養子縁組の離縁の審判事件(民法第817条の10)	養親, 養子及びその実父母

(別表)

8 親権に関する審判事件	養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の審判事件(民法第811条第4項)	申立人及び相手方
	親権者の指定又は変更の審判事件(民法第819条第5項及び第6項)	申立人及び相手方
	子を懲戒場に入れる許可及びその期間の短縮の審判事件(民法第822条)	親権者
	親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件(民法第834条, 第835条)	親権者
	親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判事件(民法第836条)	(喪失宣告を受けていた)親
	親権又は管理権を辞するについての許可の審判事件(民法第837条第1項)	親権者
	親権又は管理権を回復するについての許可の審判事件(民法第837条第2項)	(辞任していた)親
9 未成年後見に関する審判事件	養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件(民法第811条第5項)	選任された未成年後見人となるべき者
	未成年後見人の選任の審判事件(民法第840条)	選任された未成年後見人
	未成年後見監督人の選任の審判事件(民法第849条)	選任された未成年後見監督人
	未成年後見人の辞任についての許可の審判事件(民法第844条)	未成年後見人
	未成年後見監督人の辞任についての許可の審判事件(民法第852条, 第844条)	未成年後見監督人
	未成年後見人の解任の審判事件(民法第846条)	未成年後見人
	未成年後見監督人の解任の審判事件(民法第846条, 同法第852条)	未成年後見監督人
	未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長の審判事件(民法第853条第1項ただし書, 同法第856条, 同法第867条第2項)	未成年後見人
	未成年被後見人又は子を懲戒場に入れる許可及びその期間の短縮の審判事件(民法第857条, 民法第867条第2項)	未成年後見人
	未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与の審判事件(民法第862条, 同法第852条, 同法第867条第2項)	未成年後見人又は未成年後見監督人
未成年後見の事務の報告, 財産の目録の提出, 後見の事務又は財産状況の調査, 財産の管理その他の後見の事務に関する処分の審判事件(民法第863条, 第867条第2項)	未成年後見人	
未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の審判事件(民法第870条ただし書)	未成年後見人	
10 特別代理人選任に関する審判事件	嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件(民法第775条)	選任された特別代理人
	子又は後見に関する特別代理人の選任の審判事件(民法第826条, 第860条)	
11 扶養に関する審判事件	扶養義務の設定の審判事件(民法第877条第2項)	扶養義務者となるべき者〔扶養権利者〕
	扶養義務を設定する審判取消しの審判事件(民法第877条第3項)	扶養義務者とされた者〔扶養権利者〕
	扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消しの審判事件(民法第878条及び第880条)	申立人及び相手方
	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件(民法第879条及び第880条)	申立人及び相手方

12 相続に関する審判事件	権利の承継者の指定の審判事件(民法第897条第2項)	指定された権利の承継者
	相続の承認又は放棄の期間の伸長の審判事件(民法第915条第1項ただし書)	期間が伸長された相続人
	相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理の審判事件(民法第919条第4項)	[取り消された相続人に通知]
	相続の限定承認の申述の受理の審判事件(民法第924条)	[申述をした相続人に通知]
	[限定承認における]鑑定人の選任の審判事件(民法第930条第2項及び第932条ただし書)	選任された鑑定人
	[相続財産分離における]鑑定人の選任の審判事件(民法第947条第3項及び第950条第2項が準用する同法第930条第2項及び第932条ただし書)	
	[相続人の不存在における]鑑定人の選任の審判事件(民法第957条第2項が準用する同法第930条第2項)	
	[遺留分における]鑑定人の選任の審判事件(民法第1029条第2項)	[申述をした相続人に通知]
	相続放棄の申述の受理の審判事件(民法第938条)	
	相続財産の分離の審判事件(民法第941条及び第950条第1項)	相続人全員
遺留分の放棄についての許可の審判事件(民法第1043条第1項)	許可された遺留分権者	
13 推定相続人の廃除に関する審判事件	推定相続人の廃除の審判事件(民法第892条及び第893条)	申立人(被相続人又は遺言執行者)及び廃除を求められた推定相続人
	推定相続人の廃除の取消しの審判事件(民法第894条)	申立人(被相続人又は遺言執行者)及び排除された推定相続人
14 遺産の分割に関する審判事件	遺産の分割の審判事件(民法第907条第2項)	申立人及び相手方
	遺産の分割の禁止の審判事件(民法第907条第3項)	申立人及び相手方
	寄与分を定める処分等の審判事件(民法第904条の2第2項)	申立人及び相手方
15 特別縁故者に対する相続財産の分与に関する処分	特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(民法第958条の3第1項)	分与を受けた者及び相続財産管理人
16 遺言の確認及び遺言書の検認に関する審判事件	遺言の確認の審判事件(民法第976条第4項及び第979条第3項)	確認の請求をした者
	遺言書の検認の審判事件(民法第1004条第1項)	[検認期日に立ち会う機会のなかった者に通知]
17 遺言執行者に関する審判事件	遺言執行者の選任の審判事件(民法第1010条)	選任された遺言執行者
	遺言執行者に対する報酬の付与の審判事件(民法第1018条第1項)	遺言執行者
	遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任についての許可の審判事件(民法第1019条)	
18 負担付遺贈に係る遺言の取消しに関する審判事件	負担付遺贈にかかる遺言の取消しの審判事件(民法第1029条)	取消しの対象となる負担付遺贈を受けた者

